

第105号議案

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月4日提出

長岡市長 中小路 健 吾

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長岡京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年長岡京市条例第6号) の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章～第3章 【略】</p> <p><u>第4章 雜則（第53条）</u></p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 【略】</p> <p>【削る】</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第3章 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 【略】</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|------|---|
| | <p><u>記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> |
| 【削る】 | <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したもの</u>を交付する方法</p> |
| 【削る】 | <p>3 <u>前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> |
| 【削る】 | <p>4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> |
| 【削る】 | <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> |
| | <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>【削る】</p> | <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> |
| <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> | <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> |
| <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> | <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> |
| <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> | <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> |
| <p>(2)～(4) 【略】</p> | <p>(2)～(4) 【略】</p> |
| <p>2 【略】</p> | <p>2 【略】</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、 教育・保育給付認定子どもに対し、児童 福祉法第33条の10第1項各号（幼保 連携型認定こども園である特定教育・保 育施設の職員にあっては、認定こども園 法第27条の2第1項各号、幼稚園であ る特定教育・保育施設の職員にあっては、 学校教育法第28条第2項において準用 する認定こども園法第27条の2第1項 各号）に掲げる行為その他当該教育・保 育給付認定子どもの心身に有害な影響を 与える行為をしてはならない。</p> | <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、 教育・保育給付認定子どもに対し、児童 福祉法第33条の10各号に掲げる行為 その他当該教育・保育給付認定子どもの 心身に有害な影響を与える行為をしては ならない。</p> |
| <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> | <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> |
| <p>第38条 【略】</p> <p>【削る】</p> | <p>第38条 【略】</p> <p>2 第5条第2項から第6項までの規定 は、前項の規定による文書の交付につい て準用する。</p> |
| <p><u>第4章 雜則</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第53条 特定教育・保育施設等は、記録、 作成、保存その他これらに類するもの うち、この条例の規定において書面等(書 面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副 本、複本その他文字、図形等人の知覚に よって認識することができる情報が記載 された紙その他の有体物をいう。以下こ の条において同じ。)により行うことが 規定されているものについては、当該書 面等に代えて、当該書面等に係る電磁的 記録（電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができな</p> | <p>【加える】</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p>い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|-----|
| <p>イ <u>特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法</u></p> <p>3 <u>前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>5 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育</u></p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p> | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。